

会社を退職後にやることガイド

会社を辞めるとき・辞めた後に必要な手続きがいくつかあります。手続きの漏れや遅れが無いよう必要な手続きを把握しておくことが大切です。

必要な手続きと時期、手続きの方法をまとめましたので参考にしてください。



手続きの内容	時期・期限	手続き先
住民税の支払い	退職前後	在籍していた会社
雇用保険給付の受給	退職後速やかに	ハローワーク(公共職業安定所)
年金の手続き	退職後 14 日以内	市町村役場、配偶者の勤務先等
健康保険の手続き	退職後 14 日以内又は 20 日以内	市町村役場、配偶者の勤務先等
確定申告	年内に就職しなかった場合	税務署

■ 手続きの具体的な内容

① 住民税の支払い

住民税は前年の所得に応じて、翌年の6月から翌々年の5月まで納める税金です。離職後1ヶ月程度で再就職する場合と、再就職まで1ヶ月以上空く場合では手続きが異なります。

1ヶ月程度で再就職した場合は、入社後の会社で支払います。1ヶ月以上離職期間が空く場合などは、退職時に一括納付する場合や普通徴収として3ヶ月ごとに自分で納付する場合がありますので退職前に確認しておく必要があります。

② 雇用保険失業給付の受給

雇用保険の失業等給付には、失業した方が生活を送りつつ、1日でも早く再就職できるよう求職活動を支援するための給付があります。雇用保険の失業等給付は住所を管轄するハローワークで手続きします。失業等給付はハローワークへ手続きした時点から対象となりますので、退職後速やかに手続きを行ってください。

③ 年金の手続き

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方で、厚生年金に加入していない方は、すべて国民年金の第1号被保険者または第3号被保険者となります。また、国民年金の第1号被保険者は、毎月、保険料を納める必要があります。手続きは、退職日の翌日から14日以内に、住所地の市町村役場で行います。失業期間中は退職理由によって保険料の減免措置を受けられる場合があります。

第3号被保険者となる場合は、配偶者の勤務先にご相談ください。

④ 健康保険の手続き

退職などでそれまで加入していた健康保険を脱退し、国民健康保険に加入する場合は手続きが必要です。手続きは、退職日の翌日から14日以内に、住所地の市町村役場で行います。

⑤ 確定申告

退職後、年内に再就職しなかった場合は、確定申告が必要になります。確定申告は1年間の所得にかかる税金等を計算して税務署に申告しなければなりません。確定申告に必要な書類を準備、作成し、翌年の2月16日から3月15日の間に税務署へ提出します(オンラインでも可)。

■手続きに必要な書類と提出する書類（退職した会社から受取る書類など）

① 雇用保険（失業給付）

雇用保険被保険者証	次の勤め先で雇用保険に加入するため
離職票－1・離職票－2	雇用保険の失業等給付を受給するため
マイナンバーカード	※マイナンバーカードをお持ちでない場合は 個人番号確認書類と運転免許証などが必要となります
本人名義の預金通帳	（一部の金融機関を除く）

② 年 金

年金手帳
退職証明書
基礎年金番号通知書または年金手帳等の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
国民年金被保険者関係届出書（申出書）

③ 健康保険

健康保険資格喪失証明書	
退職証明書	
マイナンバーカード	※マイナンバーカードをお持ちでない場合は 個人番号確認書類と運転免許証などが必要となります

④ 確定申告

源泉徴収票	次の就職先での年末調整、または確定申告に必要
-------	------------------------

～1日でも早く再就職するために、
ハローワークが皆さんの就職活動をお手伝いします～



- ・ 転職しようか迷っている ・ 仕事のスキルを高めたい ・ 資格を取りたい
- ・ どんな仕事がいのか分からない
- ・ 今後の働き方やどのような仕事があるのか知りたい
- ・ 履歴書や職務経歴書の作り方がわからない
- ・ 面接ではどのように自分をアピールすればいいのか・・・などの様々な相談に対応しています

ハローワーク 飯田

イベント情報→



長野労働局

各種情報→

